

# 包装商品に関する海外(豪・新西蘭)実態調査報告書

平成17年3月

社団法人 日本計量機器工業連合会



## ま え が き

我が国において、瓶詰、缶詰又は袋詰された商品等の内容量に関する規制は、計量法（法律第 51 号）に基づいて実施されている。現計量法では、全国的に販売、消費されている商品、消費生活必需品、計量販売が普及している商品及び計量販売が望ましい商品等の 29 品目を「特定商品」として規定し、一定誤差の範囲内で計量すること等を義務付けている。

また、社会情勢、消費形態の変化、流通機構の高度化及び多様化に伴って、海外からの商品を含む数多くの商品が存在していることもあり、法律上の取り扱いが複雑多岐の傾向にある。昨年末に、ある地方自治体がスーパーマーケット等を対象に実施した立ち入り検査を行った結果では、二割弱の不適正な商品が確認されたとの紙上報告があった。この原因としては、包装商品の内容量の定義に対する理解不足又は計量方法の誤り等が確認されている。

包装商品に対する代表的な国際文書としては、OIML R87 (Quantity of Product in Prepackages) があり、計量的要求事項及び試験方法等が規定されている。R87 (包装商品の内容量<仮称>) については、TC6 (発足当時は米国が事務局であったが、現在は南アフリカに交代された。なお、TC6 のメンバー数は、36 カ国である) の各国委員からの意見を集約・検討及び審議された後、2003 年の第 38 回 CIML 委員会で承認、翌年の 2004 年に最新版として発行されたところである。また、その他の代表的な国際文書としては、EU (欧州連合) における理事会指令 (75/106/EEC、76/211/EEC 等) がある。基本的には、包装商品の計量規制に関する国際文書は、これらに代表されるが、適用範囲等に若干の差異があることから必ずしも国際整合化されているとは言えない現状にある。

今後、益々ワールドワイドでの規制緩和が進む中で他地域又は他国からの包装商品の流通が激増することが予想されることから、国際規格又勧告等に関する十分かつ正しい理解をすることが必要不可欠となる。また、R87 の第 3 次草案に提案され、別プロジェクトとして検討されていた IQ マークシステムに関する WD がかなり進展している情報もあることから今後の動向に注目すべきである。

このような背景から国際法定計量調査研究委員会計量規則等作業委員会包装商品分科会では、代表的な法定計量機関で活発な活動をしている幾つかの国を訪問し、包装商品に関する法律の整備又は国際勧告の導入状況等の実態調査を実施することとした。今回の訪問国は、昨年に実施した欧州地域での実態調査の継続でアジア・太平洋地域で先導的に活躍している機関を訪問の対象とした。

本調査の実施にあたり、経済産業省産業技術環境局知的基盤課計量行政室をはじめとする大阪府計量検定所を含む多くの関係者のご協力に対して感謝する。また、本報告書が国内に流通している包装商品及び輸入された商品をも視野に入れた法整備の有効な情報資料として活用できれば幸いである。

平成 17 年 3 月

国際法定計量調査研究委員会計量規則等作業委員会  
包装商品分科会 主査 根田 和朗



# 目 次

## まえがき

1. 調査の概要 .....	1
1.1 調査目的 .....	1
1.2 調査方法 .....	1
1.3 調査期間 .....	1
1.4 訪問先 .....	1
1.5 スケジュール .....	2
1.6 調査団構成 .....	3
2. 包装商品量目制度に関する実態調査結果 .....	3
2.1 概要 .....	3
2.2 ニュージーランドにおける調査結果 .....	3
2.2.1 MAPSS 訪問及び懇談概要 .....	3
2.2.2 スーパーマーケット視察 .....	13
2.3 オーストラリアにおける調査結果 .....	13
2.3.1 NMI 訪問及び懇談概要 .....	13
2.3.2 ケロッグ社視察 .....	19
2.3.3 スーパーマーケット視察 .....	20
3. まとめ .....	22
3.1 概要 .....	22
3.1.1 目的等 .....	22
3.1.2 出張者 .....	22
3.1.3 日程等 .....	23
3.2 ニュージーランド .....	23
3.2.1 MAPSS (Measurement and Product Safety Service) における調査 .....	23
3.2.2 PAK'N SAVE (大手スーパーマーケット) 訪問及び市場調査 .....	24
3.3 オーストラリア .....	25
3.3.1 NMI (National Measurement Institute) での調査 .....	25

3.3.2 Kellogg's (包装業者) 及び East Garden (大型スーパー) 訪問.....	27
4. 所 感.....	28
5. 入手資料.....	37
● A GUIDE FOR RETAILERS, PACKERS AND IMPORTERS (NZ)	
● Business Factsheet (NZ)	
➤ Quantity Marking of Packaged Goods No.1	
➤ Quantity Marking of Packaged Goods No.2	
➤ Weights and Measure – a Guide for Retailers	
● Understanding the Average Quantity System (NZ)	
● Weigh in and Measure up (NZ)	
● CODE OF PRACTICE DECEPTIVE PRACTICES IN PACKAGING (AU)	
● GUIDE TO NEW SOUTH WALES TRADE MEASUREMENT PACKAGING LEGISLATION (AU)	
6. 参考資料.....	111
● OIML 勧告 R87 (Quantity of product in prepackages「包装商品の内容量」) Edition 2004	
● 質問票及び回答	
● プレゼンテーション資料	
● Ministry of Consumer Affairs web 情報 (計量関係)	
● OIML 勧告 R87 (4次草案) と計量法の比較表	

## 1. 調査概要

### 1.1 調査目的

OIML（国際法定計量機関）より国際勧告 R87（2004 年版）が発行され、各国が包装商品量目制度に同勧告の導入を積極的に検討している。我が国では、計量法に基づく包装商品等の量目検査を実施しているが、同勧告の内容とは異なった方法で検査を実施している。

このため、既に同制度を運用している国、あるいは導入に前向きな国における包装商品に関する計量規制及び認証制度の実態を探るとともに、関連する国際勧告又は規格の整備状況を調査し、我が国の法定計量システムの構築及びその発展に寄与するため調査を実施した。

### 1.2 調査方法

調査実施にあたっては、訪問機関に対する質問を包装商品分科会委員に提出願った後、それらを質問票にまとめ、事前に訪問先に送付した。

訪問先においては、一方的に訪問国の包装商品量目制度の実情をヒヤリングするのではなく、お互いの包装商品量目制度の概要、立入検査の実態等々を説明し、両国の実態を把握した後、質問票に基づきヒヤリングを行った。

また、ニュージーランド、オーストラリア両国での OIML R87 の導入予定の有無、e マーク商品の普及の実態などについても合わせて調査を行った。

### 1.3 調査期間

2004 年 12 月 4 日（土）～11 日（土） 8 日間

### 1.4 訪問先

#### (1) ニュージーランド

MCA（Ministry of Consumer Affairs）

MAPSS（Measurement and Product Safety Service）

住 所：1/19 Hannigan Drive Panmure PO Box 18 299 Glen Innes Auckland,  
New Zealand

T E L：+64 9 570 0012

F A X：+64 9 570 0010

W E B：http://www.consumeraffairs.govt.nz/

面会者：Mr. Tony Lee（Manager of Marketing）

Mr. John Cater（Team Leader）

Mr. David Morris

Mr. John Barker（直前の退職により面会はできなかったが、NZ  
の調査票のコメントをいただいた）

#### (2) オーストラリア

NMI（National Measurement Institute）

住 所：Bradfield Road West Lindfield NSW 2070, Australia

T E L : + 61 2 8467 3600

F A X : + 61 2 8467 3610

W E B : <http://www.measurement.gov.au/>

面会者 : Dr. Barry Inglis (Chief Executive, Chief Metrologist)

Dr. Grahame Harvey (Head, Legal Metrology)

OFT (Office of Fair Trading NSW Consumer Protection Agency)

W E B :

住 所 : Bradfield Road West Lindfield NSW 2070, Australia

T E L : + 61 2 8467 4410

F A X : + 61 2 8467 4444

W E B : <http://www.fairtrading.nsw.gov.au/>

面会者 : Mr. Vic Lawrence (Manager)

Mr. David Larkin (Technical Inspector)

他 1 名の専門家

### 1.5 スケジュール

日次	月日(曜)	発着/滞在地	時間	交通機関	摘要
1	12月4日(土)	成田発	21:00	JL771	空路、シドニーへ (機内泊)
2	12月5日(日)	シドニー着 シドニー発 オークランド着	08:30 11:30 16:30	NZ104	空路、オークランドへ (オークランド泊)
3	12月6日(月)	オークランド滞在	終日		MAPSS 訪問 (オークランド泊)
4	12月7日(火)	オークランド発 クライストチャーチ着	10:00 11:20	QF4115	空路、クライストチャーチへ スーパーマーケット視察 (クライストチャーチ泊)
5	12月8日(水)	クライストチャーチ発 シドニー着	15:45 17:15	NZ183	空路、シドニーへ (シドニー泊)
6	12月9日(木)	シドニー滞在	終日		NMI 訪問 (シドニー泊)
7	12月10日(金)	シドニー滞在	終日		包装業者視察 スーパーマーケット視察 NMI 訪問 (シドニー泊)
8	12月11日(土)	シドニー発 成田着	10:15 18:00	JL772	空路、成田へ 到着後、解散

## 1.6 調査団の構成

団 長	根田 和朗	独立行政法人 産業技術総合研究所	計測標準研究部門 計量標準技術科長
	鈴木 義幸	経済産業省	産業技術環境局知的基盤課 計量行政室
	高橋 夏樹	大阪府計量検定所	課長補佐／社団法人 大阪府計量協 会 検査部長
	小林 重孝	株式会社	イトーヨーカ堂 QC室
	得津 治範	株式会社	イシダ 産業技術部検査技術一課長
	重森 明	社団法人	日本計量機器工業連合会 業務部

## 2. 包装商品量目制度に関する実態調査結果

### 2.1 概要

ニュージーランド及びオーストラリアにおける包装商品量目制度の実態を調査するため、両国の計量関係機関を訪問し、同制度の概要並びに以下の項目等についてヒヤリングを行った。送付した質問票及びその回答、プレゼンテーションに用いた資料を参考資料に添付する。

- ①商品量目制度に関する法律の執行体制について
- ②商品量目制度の概要について
- ③規制対象商品の決定方法について
- ④商品量目制度に関する教育訓練及び普及啓発について
- ⑤商品量目についての立入検査について
- ⑥商品量目に対する消費者の意識について
- ⑦輸入品に国内法による表示をする場合の規制・指導等について
- ⑧商品量目制度についての課題、問題点、制度を改正する予定について
- ⑨eマーク制度について
- ⑩OIML 勧告 R87 及び R79 の国内法への導入状況について
- ⑪OIML TC6 において検討される予定の IQ マーク制度について
- ⑫国際化の取り組みについて
- ⑬他国との関係について

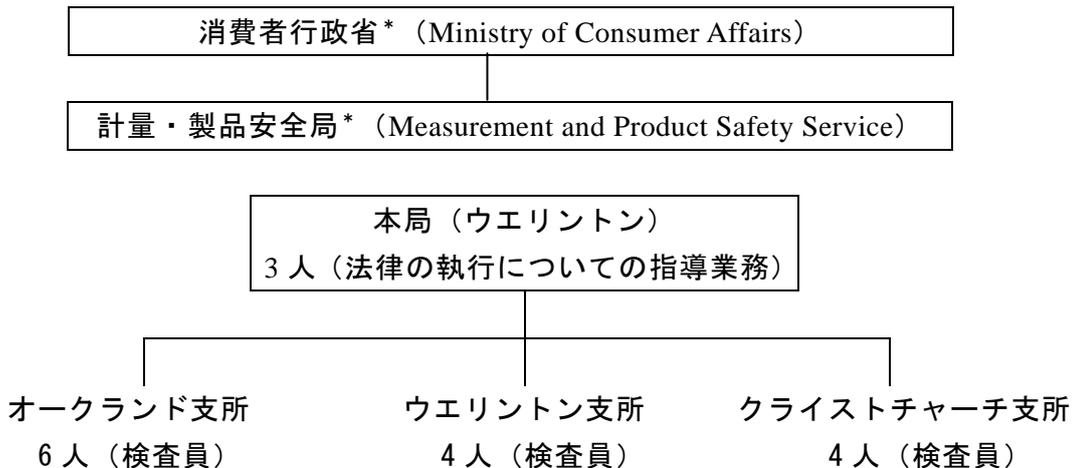
### 2.2 ニュージーランドにおける調査結果

#### 2.2.1 Measurement and Product Safety Service (以下、「MAPSS」という。) 訪問及び懇談概要

- (1) 調査の趣旨説明
- (2) 日本の量目制度に関する概要説明
  - ①計量法での規制内容
  - ②地方自治体の量目取締の状況
  - ③メーカーとしての取り組み

### (3) 量目制度を担当している国の組織と業務内容

#### ①組織



注：消費者行政省及び計量・製品安全局は仮称である。

#### ②MAPSS の業務内容

計量及び製品について消費者を安全保障することが業務である。特に計量（重さ・体積・長さに限定している）についての業務は、

- ・ 量目に関すること
- ・ 計量器の型式承認
- ・ 計量器の検査
- ・ 計量の精度に関すること
- ・ 計量法の解釈、規制、制定に関すること
- ・ 消費者からの苦情に対応すること



MAPSS の庁舎

なお、これら業務は中央政府の仕事であり、地方自治体は実施していない。

また、ガスメーター、水道メーターは製造業者や修理業者の責任となり、タクシーメーターは交通省の土地道路安全機関の責任としてメーターの規則が定められている。

特に、ガスメーターについては MCA の組織であるエネルギー安全サービスにおいてガスメーターの取引量に関する研究対象に取り上げられている。

ニュージーランドでは、ガスなどのエネルギー供給が国営から民営に変わった。これに伴い、民営化に適応した法律に改正された。

さらに、昨年、取引の規制範囲を広げるべきかどうかを検討するプロジェクトを始めた。

例えば、酒の量目制度も研究している。また、ガスメーターは政府が規制するのが良いか、企業で規制するのが良いのかも研究している。

ガスメーターについては法律を制定する前に各企業と検討を行って法律を提

案するべきであると考えている。

なお、国内3ヶ所の支所はISO/IEC 17025の試験所認定を受けている。

#### (4) 量目制度について

##### ①計量器の検査

ニュージーランドには政府に変わって計量器具（計量器）の検査を行うことができる制度がある。この制度の認証を受けるには、計量法の規定に基づく検査を実施するに当たって、適正に検査できる品質管理システムを持っていることが必要になる。

この制度により認証を受けた検査員は Accredited Persons (AP: 認定者) と呼ばれ、省又は他の認証機関がそのシステムが有効か検査することが必要になる。APは計量器の検査と合格証明書を発行することができ、証明書は1年間有効である。

ただし、APは量目の検査は実施できない。量目検査は政府機関だけしか検査できないことになっている。

なお、MAPSSが実施した検査に合格すると検査済証（右図参照）が計量器に貼付される。



##### ②包装商品の規制

包装商品については、1987年に改正された計量法（Weight and Measure Act）及び2001年、2002年に改正された計量規則（Weights and Measures Amendment Regulation）に定められている。

ニュージーランド国内で製造された包装商品及び輸入された包装商品は、これら規定に適合していなくてはならない。

すべての商品は、メートル法に基づく単位で内容量表示する義務がある。

ヤード・ポンドの単位により内容量表示された輸入商品については、メートル系単位を用いて、同じ大きさ（ヤード・ポンド単位より大きくても構わない）、同じ位置に、分かり易く併記しなければならない。

なお、これらに違反した場合、罰則が適用される。量目不足の罰則について裁判所で有罪になれば、最高罰金5,000NZ\$が科せられる。

また、個々の商品の量目不足に対して簡易的な罰金(instant fine)（裁判の必要がない、省から発行される通知により即刻徴収できる罰金）として、500NZ\$を徴収することができる。

実際の運用については、違反の内容によって異なり、ケースバイケースである。軽微な違反であれば、口頭注意や、指導で終わる場合もあるし、悪質な違反や改善の意思のないような場合には、裁判所に回すこともある。

（例）最近の例として、氷の量目が5kgと表記してあるのに、実際には4kgしかなかったもので、instant fineとして500NZ\$の罰金を徴収した。

##### ③内容量表示（食料品）

包装商品の内容量表示については、2002年までは厚生省の管轄であったが、2002年の計量規則改正で規則に追加された。

内容量の表記は次のとおり

- ・表記の大きさは、2mm以上であること

- ・読みやすい表記であること
- ・表記は分かりやすいところに記載すること
- ・食品の名称に近いところに表記すること

内容量表記が適用されない例外は次のとおり

- ・販売を目的としない商品
- ・アメ、チョコレートであって1個が15g以下若しくは15mm以下の商品
- ・包装材が透明で内容物が見える商品
- ・500g以下の果実のパック商品
- ・サンドイッチ、ハンバーガー、filled rolls（細長いパンに肉、野菜などを挟み封筒状のふくろにいれたもの）

この例外規定は、消費者自身が商品を見て内容物が確認でき、その価値を評価できるものは例外としている。また、個人が個人の庭等で作った果実などは規制の対象とせず自由に販売できるようにしている。

#### ④立入検査

立入検査は14人の職員が実施している。

検査対象の選定は次の事を考慮して決めている。

- ・問題のある企業か
- ・製造販売されている商品の種類
- ・過去の立入検査の結果
- ・消費者からの苦情（月20件程度）

1990年以降は、厳しい法律の施行の結果、量目だけでなく計量器の不適正も少なくなった。

#### ⑤平均値手法（AQS：Average Quantity System）

2001年の規則改正により、OIML R87に基づくAQSの使用が認められるようになった。

AQSは統計的な抜取検査手法である。包装事業者と消費者がそれぞれの立場から事前包装商品の内容量が間違いないことを確認できる制度である。

##### (a) AQSに変更した理由

以前は、量目検査に使っていた検査手法はミニマム手法（注1）であったが、AQSに変更した理由は次のとおりである。

- ・メーカーの詰め込み工程が自動的になった。これに伴い、多少の量目誤差が発生した。
- ・以前はメーカーが量目不足で罰則を受けるのを避けるため、内容量を超過にして詰め込んでいた。これに伴い、コストが上がり、最終的には消費者が購入する値段が上がることになった。
- ・ミニマム手法を使うことによって、事業者から、その運用について批判が出た。（10万個から12万個の商品を生産している中で、12個の抜取個数から合否を判定するのはメーカーの管理状況を正確に反映しておらず、不合理である）
- ・国際貿易が増加するに伴い、貿易障害をできるだけ減少させるため、海外

の基準と整合させる必要があった。

(注 1)

検査対象ロットから、12 個のサンプルを抜き出し、量目公差 5% を超える不足が 1 個までなら、そのロットは合格になる検査方法。

(b) AQS を導入した結果

- ・検査が幅広く、より深く実施できるようになった。
- ・詰め込み元の指導がやり易くなった。
- ・消費者から見た場合、97.5% の確率で適正な量目が確保できるようになった。

(c) ニュージーランドの AQS の特徴

ニュージーランドの AQS は OIML R87 が基本になっており、最新のバージョンを取り入れ変更する可能性はある。

◆ロットサイズとサンプルサイズ

OIML R87 では、ロットサイズは最小 150 個と定めてあったが、100 個以下のロットサイズにも適用させる必要があると思われたため、産業研究所 (Industrial Research Ltd.) の数学の専門家に評価してもらい、100 個以下のロットにまで拡大させた。

表 1 ロットサイズとサンプルサイズ

検査ロットサイズ	サンプルサイズ	許容不足量を超えることが許される商品数
1	1	0
2	2	0
3	3	0
4	4	0
5	5	0
6	6	0
7	7	0
8	8	0
9	9	0
11	11	0
12	12	0
13 ~ 39	12	0
40 ~ 79	12	1
80 ~ 149	12	2
150 ~ 399	32	3
400 ~ 4000	32	4
4000 以上	80	6

(OIML R87 に基づく)

◆ロットの定義

- ・ 同一種類であること
- ・ 同一定量の重さ、長さ、数であること
- ・ 同一場所で同一時間内に作られたものであること

◆三つのルール

(ルール1)

- ・ ロット中の包装商品における実際の内容量の平均値は、表記量より下回ってはならない。

(ルール2)

- ・ ロット中の包装商品の不適合品は 2.5%未満である。包装商品の不適合は、実量が包装商品に表記された内容量より量目公差 (T) を超えて不足していることである。

表2 質量及び体積で表記された包装商品の許容誤差

表記量 g 又は ml あるいは cm <sup>3</sup>	許容不足 %	許容不足量 g 又は ml あるいは cm <sup>3</sup>
0 ~ 50	9	—
50 ~ 100	—	4.5
100 ~ 200	4.5	—
200 ~ 300	—	9
300 ~ 500	3	—
500 ~ 1,000	—	15
1,000 ~ 10,000	1.5	—
10,000 ~ 15,000	—	150
15,000 以上	1.0	—

(OIML R87 に基づく)

(ルール3)

- ・ 実量が包装商品に表記された内容量より、2 倍の量目公差を超えて不足している商品は不適合商品である。

これら三つのルールをすべて満たした場合、そのロットは合格になる。

◆ロットサイズの決め方

1 時間の生産量とする。又は、積み重ねられて保管されている 10,000 個を超えない量とする。

表3 長さ、面積又は数で表記された包装商品の許容誤差

量の種類	許容誤差
長さ又は幅	すべての包装商品に対して表記された長さ又は幅の 2%
面積	すべての包装商品に対して表記された面積の 3%
数	50 個以下の包装商品に対して 1 個まで 50 個を超える包装商品に対して 2%まで 表記された商品の数の 2%まで、一番近い整数に数を合わせる

(OIML R87 に基づく)

(d) AQS の運用について

国内の工場に対して、それぞれの生産量に合わせて計画を立て、この手法を用いて自主管理をするように勧めている。

また、実際にこの手法を用いた検査を行う場合、まず、早く簡単に実施できテストを行いサンプルと AQS の要求が満たされているかを確認している。

問題がありそうだと判断した場合、総合的な参照検査（Reference test）を実施する。

(e) 活用例（バター検査）

ロットサイズ	3,500 個
サンプルサイズ	表 1 から 32 個
内容量	500g
量目公差	表 2 から 3% つまり 15g
検査結果	平均値 501g 30 個は公差内、2 個が量目公差を超える
合格判定個数	表 1 から 4 個

以上の結果より、このロットは合格になる。

(f) その他留意事項

包装後に乾燥し、量目が減少する商品については、7 日間は AQS の三つのルールを満たさなくてはならない。7 日後はルール 3 を満たさなくてはならない。

(5) 検査の実演

質量計とパソコンを連動させたシステムを用いて検査の実演が行われた。

使用する質量計：ザルトリウス製

ひょう量 32kg ・ 15kg ・ 6kg

目 量 0.5g ・ 0.2g ・ 0.1g

商品名：ポテトチップス

内容量：150g

検査の方法

①風袋量の把握

10 枚の風袋から平均値を求める。

風袋のバラツキが大きい時には 20 枚から求める。

②サンプリング

ランダム表を用いて、ランダムサンプリングを行う。

倉庫等においてパレット上に保管されている商品の場合、

パレットを選ぶ 次に パレットから商品を選ぶ

③検査商品を計量器で計量

検査終了後、計量器と連動したパソコンが AQS の三つのルールに適合しているかを判定する。

実際の検査では、サンプリングに最も時間が掛かるそうである。



実演の様子

(6) 質疑応答

(調査団) ミニマムシステムから AQS に変えるのにどのくらい時間が掛かったのか。

(MAPSS) システムを変えるために約 12 ヶ月掛かった。

(調査団) AQS を導入するのに、どのようなメンバーで検討したのか。

(MAPSS) MCA の内部で検討した。

このシステムはメーカーにとっては、以前から不適正を出さないため多めに詰め込みを行っていたため、問題なく導入された。

また、消費者にとってもメリットのあるシステムであると思っている。

(調査団) 日本では量目制度は消費者保護の観点から制定されているが、ニュージーランドではどうか。

(MAPSS) 基本的には同じである。

(調査団) e マークのような認証マークシステムをニュージーランドは考えているか。

ニュージーランドの包装業者が AQS で合格した商品を日本に輸出しても日本ではどのような条件で合格したのか分からない。

(MAPSS) ニュージーランド独自のマークは考えていない。むしろ、国際的に通用するマークシステムを採用したい。

(調査団) 立入検査は何人体制で実施するのか。日本では公正さを求めるため通常 2 名で行う。

(MAPSS) 基本的には一人で実施する。しかし、立入対象によって 2 名で行うこともある。裁判になったとき、立入検査官 1 名の意見でも問題ない。検査官の位置づけは高い。

(調査団) 立入検査は事業所に非通知で行うのか。

(MAPSS) 原則、非通知であるが、検査が行いにくい場合や罰則の適用がありそうなときは通知する場合もある。

(調査団) 立入検査を拒否されることはないか。

(MAPSS) 立入検査は拒否できない。立入権限は、法律に定められている。

(調査団) 日本では包装商品製造事業者だけでなくスーパーマーケットや対面販売を行っている業者にも立入検査を行うがニュージーランドではどうか。

(MAPSS) もちろん一般の商業者も対象としている。しかし、個人の住宅に立入る場合は裁判所の許可がいる。また、輸入された商品については、関税の保管倉庫に入る場合、許可がいることもある。

(調査団) 取引に使用する質量計は AP が実施する 1 年に一回の検査を受けることが必要か (AP : Accredited Persons)。

(MAPSS) 1 年に一回、AP の検査が義務付けされる。検査に合格すれば、合格証が貼り付けられる。

なお、合格証には AP の氏名と所属する組織名と AP ナンバーが記載されている。

また、義務付けではないが、校正証明書を持つこともできるようになっている。

(調査団) 商品の表示について何を記載する必要があるのか。

(MAPSS) 消費者行政省 (Ministry of Consumer Affairs) の管轄としては内容量表示のみである。住所・氏名については厚生省の管轄である。

また、ペットフードなどは農業水産省の管轄である。

(調査団) 自然減量する商品について規定があるが、立入検査で問題になった具体的な商品とは、どのような物か。

(MAPSS) 果物、野菜 (豆類、チリ等) がある。

ハンバーグなどは、7 日間も店頭に出されることはないため、問題にならない。また、パンも長くても 4 日程度で販売されるため、あまり問題にならない。

(調査団) パンに量目表示が必要なのか。

(MAPSS) ブロック売りの場合は必要ないが、スライスしたものは必要である。

(調査団) ニュージーランドの量目公差と日本の量目公差が異なっている場合がある。

例えば、バター 500g の場合、ニュージーランドでは、3% であるからマイナス 15g であるが、日本の場合、2% であるからマイナス 10g になる。このような商品をニュージーランドから輸入した場合、ニュージーランドでは合格になるのに、日本では不合格になる可能性がある。このようなことがおきた場合、どう対応するか。

(MAPSS) ニュージーランドは国際的な規格に対応させるため国際勧告である OIML R87 に定めている量目公差に整合させた。

(調査団) 量目規制は最終製品である商品の量目だけに適用されるのか。例えば、量目以外に、製造ラインに設置されるチェッカーやソフトについての規制はないのか。

(MAPSS) 商品についての規制だけである。

(調査団) ニュージーランドに輸入された商品の内容量表示がポンドで記載されている場合、グラムに換算する方法は決まっているのか。

(MAPSS) ポンドからグラムに換算する場合、1ポンドは 453.592g であるので、453g とする (450g でもよい)。小数点以下は認めない。

また、1kg500g の場合は、1500g か、1.5kg と表記しなくてはならない。単位を複数使えない。

その他、約〇〇g という書き方も認められない。

(調査団) 合格証を貼る質量計はどのような国際基準で検査をしているのか。

(MAPSS) 検査は OIML R76 に基づき検査している。

(MAPSS) 日本の計量士について、資格認定はどこが実施するのか。

(調査団) 経済産業省が行う。

(MAPSS) 計量士になるための訓練はどこが行うのか。

(調査団) 産業技術総合研究所の組織である計量研修センターが実施している。

(MAPSS) 地方職員の訓練も研修センターが実施しているのか。

(調査団) 実施している。

なお、事業者に対する指導は地方庁が実施している。



会議風景

(MAPSS) OIML R87 を日本では導入しているか。

(調査団) 法律には取り入れられていない。日本の計量行政機関で構成される協議会が作成したガイドラインに参考試験として検査方法が記載されているが、法的拘束力はない。

## 2.2.2 スーパーマーケット視察（ニュージーランド／クライストチャーチ）

ニュージーランドには大手のスーパーマーケットが5社、中規模のスーパーマーケットが2社あり、この7社がニュージーランド国内でスーパーマーケットを展開している。

今回の調査では、オークランド市、ウエリントン市に次ぐ、ニュージーランド第三の都市であるクライストチャーチ市（人口約37万人）にある大型食品スーパーマーケット「PAK'NSAVE」を訪問した。

「PAK'NSAVE」は、ニュージーランド国内でも安価で販売しているスーパーの一つであり、今回訪問した店舗は市内のほぼ中心に位置し、売場面積も約10,000m<sup>2</sup>以上はあるものと思われ、クライストチャーチ市内でも大型店舗と思われる。

日本では青果物のほとんどが袋又はパックで販売されているが、ニュージーランドではりんご、オレンジ、キウイフルーツ等の果物類のほとんどが“はかり売り”されていた。このため、売場には『吊りはかり（100g/10kg）』が設置されていた。

また、スライスされた食パンについては、日本国内では内容量の表示は行われていないが、ニュージーランドにおいては内容量表示がされており、国内では内容量表示がされていない食品の数多くに内容量表示がされていた。なお、店内の対面販売用のはかりは、全てがDIGI（寺岡精工）の製品であった。

また、eマークが付された商品は欧州から輸入されたワインに見られただけで、国内向け商品にはeマークが付されたものはなかった。



「PAK'NSAVE」の外観



陳列の様子

## 2.3 オーストラリアにおける調査結果

### 2.3.1 NMI 訪問及び懇談概要

#### (1) 訪問先

①National Measurement Institute（以下、「NMI」という。）

<http://www.measurement.gov.au/>

②Office of Fair Trading NSW Consumer Protection Agency（以下、「OFT」という。）

<http://www.fairtrading.nsw.gov.au/>

## (2) 商品量目制度に関する法律の執行体制

今回訪問したNMIは2004年9月まで法定計量を担当していた国立計量研究所(the National Measurement Laboratory (CSIRO))、国立標準委員会 NSC (the National Standards Commission) 及び政府分析研究所 (the Australian Government Analytical Laboratories) の3研究所が統合され、法的、物理的 化学 エンジニアリングの計量全てをカバーする総職員数400名の組織となった。

NMIの研究所はシドニーに3カ所、メルボルンに2カ所、パースに1カ所、キャンベラに1カ所の合計7カ所がある。

オーストラリアにおける法規制は連邦政府を頂点に6つの州と2つの準州により体系化されており、量目制度についても州レベルで実施されている。

NMIは連邦政府レベルの機関であり、実際の検査には関わっておらず、実際の事業者との関わりはないが、州機関と定期的に会合を行っている。

歴史的な理由から、州レベルの規制の違いはわずかに存在し、統一に向けて努力している。州毎に独立した司法局があり、統一法を実施するためには、各州が自主的に採用する必要がある。

包装商品の法律統一に関しては、それを検討する組織として SCOCA (Standing Committee of Consumers Affairs Officials) があり、オーストラリアだけでなく、ニュージーランドを含むオセアニア各国が参加メンバーである。さらにその下に、TMAC (Trade Measurement Advisory Committee) があり、NMIはどちらにも代表者を送っている。

## (3) 計量機の検査

計量器は国レベルで承認するが、実際の計量機の検査は第三者機関が行っている。第三者機関はISO 9000に基づいて、NATA (National Association of Testing Authorities) が認定を行っている。

計量機には、計量の難易度により、以下のクラス1～4の4クラスに分類されている。

クラス1：研究所で使用するもので、商取引には使わない

クラス2：精密計量用 貴金属などを計る

クラス3：OIML R76に適合している一般の計量器

クラス4：砂利や木材などの価値の低い商品を計量する

## (4) 包装商品量目制度

計量器は連邦レベルで承認するが、包装商品の量目は州レベルで実施されている。オーストラリアは未だ平均値手法を取り入れていない。

OFTの検査官より“GUIDE TO NEW SOUTH WALES TRADE MEASUREMENT PACKAGING LEGISLATION May 2003”に従ってNSW州の包装商品に対する要求事項の説明があった。以下にその概略を記す（詳細は原文を参照）。

この要求事項は、オーストラリア内で包装、販売される包装商品が対象であり、輸入商品も含まれる。ただし、輸出する包装商品には適用されない。

包装業者は少なくとも 1 台の認定を受けた計量器を使用して計量しなければならない。量目不足の許容範囲は、どの包装商品も量目不足が 5 % 以下でかつ、平均値はマイナスではないことが条件である。平均値は 12 個の包装商品により計算すべきであると規定されている。

また、包装する際に内容量の減量を考慮する必要があるが、考慮の値は規定されておらず、包装者が独自に判断することになっている。

#### (5) 内容量表示

包装商品の表示に関しては以下のような要件がある。

- ・生産者の名称と住所の表示が必要
- ・袋の大きさに応じて文字の高さ min が規定されている
- ・有効数字は 3 桁に切り下げる。分数は不可。
- ・例えば鳥肉の大きさを示す数字も表示する必要がある。
- ・卵は 1 個ずつの最小重量表示が必要 全重量は任意
- ・重量だけでなく 重量単価の表示が必要なものもある
- ・プリパックのチーズなどは規定された重量なら単位価格表示は不要

ただし対象外の商品は 15g 以下 15ml 以下の小パック、その場で食べるアイスクリーム、パイなど、さらに通常計数で売買され袋が透明で 9 個以下入りの商品などである。

加えて、オーストラリアにおいては包装商品には、誤解を招く包装に対する規制がある。

いわゆる上げ底などの誇大包装や、許容されるパッケージの空間を定めたもので、関連企業と協議の上制定された。詳しくは“CODE OF PRACTICE DECEPTIVE PRACTICE IN PACKAGING”に記されている。

#### (6) 立ち入り検査

包装商品を取り扱っている事業所(事業所の規模は数人から、数百人程度)は NSW 州だけで 45,000 事業所あり、OFT が 11,000 件/年を 40 人の検査官と調査官で実施している。

検査の計画は、検査リソースを有効に活用するため、消費者の苦情やマーケットシェア、非適合商品などの過去の実施状況などを考慮して決定している。

検査は無通知で実施され、妥当な時間帯であればいつでも検査可能の法律がある。通常の小売店での検査は、「適切な計量器があるか?」「定期検査されているか?」「包装ラインがあれば、正しい包装がされているか?」「パッケージは表示内容が適切か?」を確認する。

生産工場ではラインを検査するし倉庫にある包装商品も検査する。また、ケロッグのような大手ユーザーでは、1日かけて計量器のチェックをするとともに、1000 個程度の包装商品をサンプリングしてチェックする。5%以上の不足の包装商品が発見されると、さらにその対象ロットの 12 個をサンプリングし平均値を調べ、その平均値が表示重量以上であれば、その 5%以上の不足の包装商品だけが不適合となる。12 個の平均値が表示重量以下であればそのロット全体が不適合となる。

罰則も定義されており、個人で最高 5000AU\$、企業は最高 10 万 AU\$であり、実

際の罰金の額は裁判所が決定する。

(7) 包装商品の検査の為の教育、訓練

ライセンス保有のサービス機関は NSW 州で約 200 機関あり、その内約 50 機関がフル認証を受けている。残りは、非常に小規模で採算に合わないため、ISO 9000 に従った職員の訓練の記録があることで承認している。検査員は 400 名ほどである。サービス機関の承認は OFT が行う。その基準は外部機関である NATA が認定している。

検査員は計量の重要性と経験が必要であるとともに、「立入の権限がないのは個人の住宅だけである。」といわれるように、警察官より権限が大きく権限に耐えられる人材が必要とされる。そのため、経験を積んだ熟練技能者を採用し、訓練は OFT の組織内で OFT のスタッフが行う。通常 18 ヶ月もしくはそれ以上の研修が必要である。研修の内容は経験者との OJT がメインであり講義は少ない。

現在、さらに改善するために独自の教育コースを計画中で、NSW 州の警察と協力してプログラムを作成中である。具体的には、基礎の部分では警察と共通で、インタビュー技術 訴訟手続きなどを学び、その上に 2 段階目としてスーパーバイザー向けの情報収集方法 活用方法 検査計画の立て方などの高度な教育を行う。FBI が使用している情報収集ソフトウェアも活用している。さらに、3 段階目として調査管理などのマネージャー向けのコースがある。

これらの教育を受けた後、現場に出るが、最初は先輩とチームを組み、スーパーバイザーが能力をチェックし、OFT の責任者が承認する。

(8) 平均値手法に対する取り組み

現在オーストラリアでは平均値手法を採用していないが、導入の方向に向かっていている。連邦レベルで平均値手法を導入する予定であるが、まずは、輸出入商品が対象となると思われる。2003 年に平均値手法の州レベルの法律を提案した。これに対して、連邦レベルの法律の草案が出来ているが、まだ、法律にはなっていない。統一したテンプレートを作成して州で採用する方式を考えている。

もちろん、州議会で議論する必要があるが、テンプレートがあれば連邦レベルで統一しやすい可能性がある。

法律を変えることで OIML R87 にマッチすることを検討中であるが、100 以下のロットで問題があると認識している。ニュージーランドが独自に小ロットへの拡張を



会議風景

していることも知っている。平均値手法は小ロットの業者にとって理想的でなく、そのため NSW 州では、平均値手法を導入すると同時に最小値手法も維持することになるだろう。

OIML R87 の国内導入については各州間での調整及び政府と州との調整に 4, 5 年の期間が必要であるとの意見が Dr. Graham Harvey からあった。

(9) e マーク制度に関して

いかなる業者でも包装商品に e マークをつけることが出来るが、e マークを表示している業者は少なく、包装商品の 0.5% 程度である。それらの業者は EU 諸国へ包装商品を輸出するために e マークに対応している。つまり e マークを表示するメリットがあるため採用している。

問題は欧州から e マークを認定してもらうことである。たとえば南アフリカでは自主的につけているが欧州が認めない問題がある。

e マーク表示の商品であってもオーストラリアの基準で検査は行われる。NMI としては e マークよりも IQ マークの方が統一規格である点から好ましいと考えている。

オーストラリア国民の e マークに対する認識は非常に低く、導入に際しては国民に対して啓発する必要があるとの見解である。

(10) OFT の検査設備の見学

NMI 内の OFT が管理する検査設備を見学させて頂いた。測定室は室温 20 度±0.5 度以内で管理されている。クラス 1 ラボで管理されている校正用天秤温度測定室、体積測定室、酒用メスシリンダー、ガスメーター、ガソリン計量器、レーザーを使った巻き尺測定装置などの設備の紹介があった。



標準設備見学風景



NSW の標準設備類

## 2.3.2 ケロッグ社 (Kellogg(Aust.)Pty.Ltd) 視察

### (1) 会社概要

所在地：ニューサウスウェールズ州ペイジウッド

1928年創立、オーストラリア唯一の工場である。1日24時間／週7日間／年間345日稼働し、年間54,000,000,400kg（1億パック）の生産能力がある。

製品出荷先は、90%がAU・NZ、10%が日本・南アジア・太平洋地域向けとのことである。

加工工程6ライン、包装工程10ラインを保有し、今回の視察では原材料加工工程及び包装工程各1ラインを見学した。



ケロッグ社

### (2) 使用計量器（はかり）

包装工程中で使用されるはかりは大きく分けて3通り。①個々の製品の計量：組合せはかり、②計量包装された製品全数の重量チェック：重量選別機、③工程中の抜き取り検査用（各製造ライン横に設置）：重量のみを表示する電気抵抗線式はかり。はかりは全て定期的な検査を受検済みであった。また、はかりは日本製（イシダ、大和製衡）のものが多く使用されていた。

### (3) 計量関係の管理項目

内容量（重量）と充填率（パッケージ容積に対し75%以上の充填量が必要）について管理が行われていた。充填率は法規制ではなく州の指導。検査用器具はパッケージと同寸法の透明プラスチック容器が使用されていた。この容器には法規制はない。

### (4) チェック体制

計量以外の管理項目も含めたチェックは3段階に実施されている。

①毎朝7時にマネジメントチーム

②3時間毎にスーパーバイザー&マネージャー

③30分毎に製造ラインで（自社用の専用記録用紙が使用されていた）

生産工場の管理手法としては定型的なものではないかと思うが、ルーチン的な業務として確実に実施されていた。

### (5) OIML R87 への対応

ニューサウスウェールズ州政府が立入検査で判定手法としてまだ採用していないこともあり、同社ではOIML R87はほとんど意識されていなかった。一般論として、将来R87による立入検査が行われるようになった場合、生産者に管理方法やコスト面でどのような影響がでるのか良くは分からないが、少なくとも製品が常に新しい検査に合格するよう工程中の管理値を見直すことと、その結果の検証は必要になるはずであり、そのために何度もロット検査を繰り返してみることになるのであろう。

生産者とすれば、製品となったものは100%検査に合格しないと困るのであり、

そのために工程中の管理に大きなウエイトを置く必要があることは現在も将来も変わりはない。OIML R87 は行政機関が完成後の製品を検査するための手法であり、生産者が工程中の製品を直接コントロールする手法とは別のものであることを冷静に理解しておく必要はあると思う。

#### (6) 見学を終えて

見学時間が1時間程度と短時間であったのは残念であったが、行政の指導と企業の計量管理への前向きな姿勢が窺われ好印象を持った。

ただ、私のはかりの検査に使用する分銅の管理方法のことを質問した時、ケロッグ社から説明が得られず、我々を案内してくれた州政府の Larkin 氏が代わりに、州政府保有の基準器と比較されている旨の説明をしてくれたのは、しっかりした管理が行われているだけに若干残念に思った。というのは、分銅の管理は計量管理の中ではごく基本的なことであり、その意味や重要性は計量管理担当者だけでなく製造部門や品質管理部門でも理解されていると期待していたからである。やはりオーストラリアでも計量は縁の下の力持ち的存在なのであろうか。

### 2.3.3 スーパーマーケット（ウールワース／WOOLWORTHS）視察

#### (1) 会社概要

所在地：ニューサウスウェールズ  
州ペイジウッド

ウールワースはオーストラリア小売企業の最大手、いわゆる食品スーパーマーケットである。大手投資会社である Westfields 社の手がける EASTGARDENS ショッピングセンター内に开店された店舗を見学した。



ウールワース

#### (2) 日本のスーパーマーケットとの比較（計量中心に）

計量販売する商品が圧倒的に多いことに驚かされる。

##### ①青果物

多少の姿売りもあるが、事前包装された商品も裸でばら売りされる商品もほぼ全て計量販売されていた。裸でばら売りされる商品はバナナ、りんご、売りされる商品は、バナナ、りんご、人参、ピーマンその他多数。陳列棚に裸で積まれた商品には1kg当りの単位価格が表示されており、消費者は必要量を自分でポリ袋に詰めてレジへ持っていく。各レジ台には電気抵抗線式はかりが設置されていて、ここで商品は計量され、商品に計量ラベルが貼付される。青果売場には1箇所購入者用のはかりが設置されていて、消費者はポリ袋に詰めた商品の目方を事前に確かめることが出来る。これは日本のスーパーでは見受けられない販売方法であり、非常に珍しく感じられた。

レジに設置されたはかりは法定検査を受検しているが、合格証票は皿の下に隠れ

て見えない。清掃等により文字が消失するのを防ぐためとのことであったが、日本のように消費者に見えることよりも、文字が鮮明に残り行政が確認できることの方を重視するとのことであった。

#### ②鮮魚

うっかりすると見落としてしまいそうな小規模な対面コーナーで販売されていた。精肉部門のスペースの広さとは対照的である。包装商品は全く無い。魚は特殊な食材なのであろうか。しかし、商品は計量販売が徹底しており、頭の部分だけの商品（魚種不明）までも計量販売されており、姿売りは殻付の生牡蠣のみであった。商品の冷蔵保管が徹底していることにも感心させられた。

#### ③精肉

セルフ販売中心に一部が対面販売であった。精肉部門のスペースは日本と比較するとかなり広い。また、商品1パック当りの内容量は日本の1倍～3倍程度。やはり肉の消費量は多いようである。精肉も全て計量販売されていたが、味付け肉やパン粉付きのものまで計量販売されておりここでも計量販売が徹底していた。日本と同様に小袋入りたれ、ネット、串などが使われた商品も一部ある。これらのものは、日本では風袋として正味量から除外しなければならないが、オーストラリアでは商品を構成する一部と見做され正味量に含めてよいことになっているとの前記 Larkin 氏の説明であった。いずれの方法で計量するにせよ販売価格は同じであるから、どちらが良いとも言えないが、この事が明快になっていることが重要と思われた。個人的にはオーストラリア流の方が、販売者にとっても立入検査をする側にとっても便利ではないと思われる。

なお、作業場内に立ち入ることができなかつたため定かではないが、自動はかりと思われるベルトで流しながら計量するタイプのはかりが使用されていた。これは多品種少量生産であるスーパーでは使いにくいように思われた。

#### ④総菜

サラダのようなものは対面販売されていたがいわゆる総菜の包装商品は殆ど販売されていなかった。出来合いの総菜への需要は、オーストラリアでもあると思うのだがなぜであろうか。ニュージーランドで見た食品スーパーPAK'N SAVE やホテル近くの別の WOOLWORTHS でも同じ状況であった。

#### ⑤自店で計量する包装商品

スーパーが自店で計量する包装商品は主に生鮮食料品であり、その場合不定量で計量するものが多い。使用する包装容器はプラスチック製のトレイ、ラップ、ポリ袋などである。これらの点は日本と良く似ていた。

#### ⑥メーカーで計量された包装商品

スーパーで販売される包装商品には法規制の関係で大多数のものが内容量を表記されている。一部の液体状のものは別であるが通常はグラム数を表示する。（一部個数表示も認められる）パンでさえもスライスしたものは内容量がグラム表示されていた。（丸のパンは姿売りでよい）

計量販売にこだわること背景にはどのようなことがあるのであろうか。疑問として残った。

### (3) OIML R87 への対応

スーパーが自店で計量する商品は上記の通り不定量に計量された生鮮食品が多く、今後ともこの傾向は変わらないであろうから、将来 OIML R87 による検査手法が行政機関で採用された場合でも、スーパーの自店計量商品は検査の対象から除外されることになる。ただし、スーパーとしては、メーカーで計量された包装商品につき、新しい検査に対応した計量がなされているかを確認することは販売者の責任において必要になる。特に自社ブランド商品については生産者と同じ立場にあるのであり、慎重な対応が求められる。

常温又は冷蔵保管されて販売される生鮮食品でも鮮度劣化の速いものは、包装・計量されたものが国をまたがって流通することはないのであるから国際的な検査方法は必要ない。各国の事情にあった独自の検査が行われれば十分であろう。

### (4) 見学を終えて

見学の案内役は州政府担当官の Larkin 氏でウールワース社からの立会者はいなかった。そのためか、使用しているはかりや計量作業の様子などは十分に見ることはできなかった。我々の調査目的が包装商品であったためこのようなことになったのかもしれない。

このスーパーからは、行政機関の強力な指導のもとに計量管理が行われている、という印象を持ったが、一方で自主的な計量への取り組みも見受けられた。バックヤードの入荷場所に肉専用のはかりが設置されていて、入荷した原材料の計量が行われていたが、これは、納入業者の計量の信頼性が十分でないためなのであろうか。日本ではあまり見られない光景であった。

包装商品についてはニューサウスウェールズ州の計量を中心とする規制内容を多種多様な商品で確認するという形になり、貴重な体験をすることができた。

## 3. まとめ

### 3.1 概要

#### 3.1.1 目的等

OIML（国際法定計量機関）より国際勧告 R87 が提案され、各国が包装商品量目制度に同勧告の導入を積極的に検討しているところ。我が国においては、計量法に基づく包装商品等の量目検査を実施しているが、同勧告の内容とは異なった方法で検査を実施している。

このため、すでに同制度を運用している国、あるいは導入に前向きな国における包装商品に関する計量規格及び認証制度の実態を探るべく、包装商品量目規格に先進的な取り組みを行っていると言われるオーストラリア及び APLMF（アジア太平洋法定計量フォーラム）にて包装商品に関するワーキングの事務局を務めるニュージーランドにおける実情及び実態の調査を行ったものである。

#### 3.1.2 出張者

鈴木 義幸（計量行政室 産業技術環境局知的基盤課 計量行政室）

根田 和朗（独立行政法人産業技術総合研究所計測標準研究部門 計量標準技術科）

高橋 夏樹（大阪府計量検定所・大阪府計量協会）  
小林 重孝（株式会社イトーヨーカ堂 QC室）  
得津 治範（株式会社イシダ産業技術部検査技術一課）  
重森 明（社団法人日本計量機器工業連合会 業務部）

### 3.1.3 日程等

12/4 夜 - 12/5 移動日（日本／成田） → ニュージーランド／オークランド）  
12/6 MAPSS(Measurement and Product Safety Service)訪問  
12/7 移動（ニュージーランド国内 オークランド→クライストチャーチ）及び包装商品に係る市場調査「PAK'NSAVE」（スーパーマーケット）訪問  
12/8 移動日（ニュージーランド／クライストチャーチ → オーストラリアーシドニー）  
12/9 NMI（National Measurement Institute）訪問  
12/10 Kellogg's（包装業者）及び East Garden（大型スーパー）訪問  
NMI 訪問  
12/11 移動日（オーストラリア／シドニー → 日本／成田）

## 3.2 ニュージーランド

### 3.2.1 MAPSS（Measurement and Product Safety Service）における調査

訪問日時：平成16年12月6日（月）

対応者：Tony Lee（Manager of Marketing）、John Cater（Team Leader）、  
David Morris、その他専門家1名

#### (1) MAPSS の組織とその執行体制について

包装商品に関する規則の策定及び検査の実施機関は MCA（Ministry of Consumer Affairs）に属する MAPSS（Measurement and Product Safety Service）が行う。いずれも国の機関である。現在、MAPSS の職員は 17 名。内訳は以下のとおり。

本局（ウエリントン）3 人、オークランド支局 6 人、ウエリントン支局 4 人、クライストチャーチ支局 4 人。本局は法律に対するアドバイスを行う役割を果たし、実際に量目や計量器に係る立入検査を行うのは支局に在籍する 14 人のスタッフである。



MAPSS は、量目に関する業務のほかに、計量器の型式承認、定期検査、計量法の制定や解釈に関する業務等、計量の全般をその業務とするが、これらの業務は国にのみ実施権限が与えられており、地方自治体はその権限を有しない。これは日本の計量執行体制とは性質を異にするものであり大変興味深い事項である。

#### (2) 包装商品に関する規制の手法について

2001 年の法改正により、OIML の R87 に基づく平均値手法（Average Quantity System、

以下「AQS」という)を採用することとした。それ以前は、最小値手法\* (Minimum Quantity System) を採用していたが、以下の理由により、その手法を変更するに至った。

- \* 以前はメーカーが量目不足で罰則を受けることを防ぐため、内容量を超過させて詰め込んでいたが、このコストは、最終的に値上げというかたちで消費者負担を強いることにつながると判断したため。
- \* 最小値手法を使うことによって事業者からその運用について批判が出たため (事業者が十数万個の商品を生産する中で、12個の抜き取り個数から合否を判断するのはメーカーの管理状況を正確に反映しておらず不合理であった批判)。
- \* 国際貿易の発達・進展に伴い、貿易障害をできるだけ減少させるため、海外の基準と整合させる必要があったため。

量目公差の体系は、OIML と全く同様である。なお、表記量より内容量が少ない場合は、罰則の適用がある。一回の違反につき 500NZ\$ が基本。最大 5000NZ\$。なお、同じ店舗には3度以上の罰則は出さない。3回目からは裁判所で裁定を受けることになるからである。

ニュージーランドには、政府に代わって計量器の定期検査を行うことができる制度がある。政府 (又は認証機関) からこの制度の認証を受けるには、計量器を適正に検査できる品質管理システムを持っていることが必要となるが、この認証を受けた検査員を AP (Accredited Persons) といい、AP は計量器の検査と合格証明書の発行権限が与えられる。ただし、量目の検査権限は政府機関にのみ与えられているため、AP は計量器の検査を行うにとどまり、AP が量目の検査を行うことはできない。

- \* 最小値手法: 検査対象ロットから 12 個のサンプルを抜き出し、量目交差の 5% を超える不足が 1 つまでなら、そのロットは合格になる検査手法。

### (3) ニュージーランドにおける A Q S の特徴

OIML の R87 では、ロットサイズは最小 100 個であるが、ニュージーランドでは 100 個以下のロットに対しても摘要する基準の必要性を感じ、専門家の考察に基づき同基準を設定している。

### (4) 質疑応答

Q (当方): 最小値手法から平均値手法に変更する際に要した時間はどの程度か。

A (MAPSS): 約 12 ヶ月を要した。なお、不適合製品を生み出さないように超過気味に詰め込みを行っていた製造メーカーにとってメリットの大きいものであり、AQS は問題なく導入された。

Q: e マークのような認証マークシステムの導入をニュージーランドは考えているか。

A: 現在のところ考えていない。ただし、今後そういったマーク制度を導入するのであれば、国際的に通用するマークシステムを採用したい。

## 3.2.2 PAK'NSAVE (大手スーパーマーケット) 訪問及び市場調査

訪問日時: 平成 16 年 12 月 7 日 (火) in クライストチャーチ

キュウイフルーツ、オレンジ等の果物は、計り売りが基本となっている。店内果物コーナーには、消費者自らが計量できるような「つりばかり」が複数台設置されていた（写真参考）。

このはかりはあくまで消費者の参考用であり、計り売り商品に関しては、レジに設置されているはかりで最終的に計量され、値段が決定される。なお、店内のはかり（消費者の参考用のはかり、レジでのはかり）は、特段区別せず、等しく定期検査を受けているとのこと。

店内の商品には、ほぼ9割近くの商品に内容量表示が付されていたが、eマークが付されているものは欧州からの輸入品を除きほとんど見られなかった。



### 3.3 オーストラリア

#### 3.3.1 NMI（National Measurement Institute）での調査

訪問日時：平成16年12月9日（木）、10日（金）

対応者：Barry Inglis、Grahame（National Measurement Institute）、Vic Lawrence、David Larkin（Office of Fair Trading）、その他1名

#### (1) NMIの組織とその執行体制について

今年9月までは、オーストラリア国内における計量を担当する連邦組織は3つ（NSC、NML、AGAL）が存在していたが、これらが統合され、NMIが誕生した。総職員数は400名である。NMIは、計量に関する規則を管轄する連邦政府の機関である。各州内の計量管理は各州が行っているが、州の制度として統一的な測定法、及び規則があり、こういった規則の制定や認可をNMIが行うことになる。



NMIの庁舎

日本で都道府県が存在するように、オーストラリアでは州に分かれており（6州

と2つの準州)、州単位で計量行政が行われている。すなわち、実際に立ち入り検査を行うのは州政府であり、この意味においては日本の法執行体制と同様であると言える。

ただし、日本と大きく異なっている点は、連邦レベルで計量に関する法律が存在しない点である。各州がそれぞれ法律を有しており、州によって若干規制が異なっている。各州には独立した司法省があり、これは連邦政府からも独立しているため連邦から州へ国家統一の計量規則を導入するよう命令することはできない状況にある(ただし、オーストラリア憲法のもとでは、計量法は連邦政府が制定してもよいことになっており、今後オプションのひとつとして連邦政府が計量行政を統括する方向も検討しているとのこと)。

現時点においては、商品の輸出入に焦点を当てた連邦政府の提案として、平均値



手法の採用を国家として目指す方向で政府が具体的に検討中である。

包装商品の内容量に関する基準は、政府と各州レベルとで温度差が生じており、円滑な輸出入の促進を図る観点から国際整合化(すなわち国際勧告の導入)に努めたい連邦政府側と、国内対策である最小値手法を継続させたい州側との間で意識の差がはっきり分かれる。

## (2) 包装商品に関する規制の手法について

内容量の検査は最小値手法が採用されている。なお、量目公差は、一律5%の規定。

量目不足による罰金の額は個人の違反については5,000AU\$、法人の場合は100,000AU\$である。実際の罰金は、通常、1500AU\$に達するまでは地方州が直接徴収するが、それ以後は裁判所によって罰則金の額を判断され、裁判所によって徴収されることになる。地方州からは、年間300~400の罰則金通知が発出されており、事前指導中心で実質的に罰則金徴収までは至らない日本の規制実態とは全く異なるところが興味深い。

## (3) 質疑応答

Q: オーストラリアがOIMLのR87を完全導入する(現行の計量体制の抜本改正)の時期はいつ頃になりそうか。

A: 州レベルでは法案の草案は出ているが、国民との議論などを経なければならない。各州との調整等で4~5年の期間を要するのではないかと考えている。

Q: オーストラリア独自のマーキングシステムの導入は考えているか。

A: 考えていない。マーク制度について、オーストラリアで主に議論されるのは輸出用のワインだけであり、そのほとんどがヨーロッパに輸出されているため、ワインについてはeマークの制度に合わせているのが現状。

Q: eマークを付して輸出しているのはワインだけなのか

A: いかなる商品にもeマークを付すことは可能。

Q：国内でeマークを付すことができる事業者はいかほどか

A：非常に少ない。ケロッグ社（コーンフレーク製造）やソフトドリンクメーカーのキャドリック社、大手クッキーなどの企業。輸出面ではメリットが出やすいとの観点から、大手では比較的積極的な動きが見られる。

Q：(OFT に対して) 職員の採用、教育はどのようになっているか

A：熟練技能を持っている人間を採用している。したがって、必然的に年齢が高い人間を採用することになる。訓練は職員によって行われ、18ヶ月程度（人によっては2年程度）が必要とされる。この18ヶ月間の訓練を終えた者だけが外へ出て計量器の検査ができるようになる。

熟練技能を持った人間を採用する理由は以下のとおり

①計量についてある程度の理解が必要であるため。

②検査官にはさまざまな権限が与えられており（警察と同等程度）、その重責に耐えうる人材が必要であるため。

\* なお、連邦政府では現在、計量に関する教育法を連邦政府で策定しようという動きがあるとのこと。

Q：立入検査は事前に通知してから行うのか、抜き打ち検査か。

A：基本的には抜き打ち検査である。事前に連絡をしておかないと入りにくい工場などには事前に連絡した上で検査を行う。

### 3.3.2 Kellogg's（包装業者）及び East Garden（大型スーパー）訪問

NMI 職員同伴のもと、コーンフレークを製造しているケロッグ社（同社のオーストラリアにおける唯一の生産拠点）を訪問し、包装商品の製造工程及び計量管理体制（同拠点で使用されている機器は㈱イシダ製のはかりが多かった）の現状について伺った。同社は 54,000,000kg/年（1億パック）の製品を製造している。製品の内容量管理は、1時間ごとにラインから採取した製品によって行っている。

また、シドニー郊外にある大型スーパーの生鮮食料品売り場の見学も行った。ニュージーランドと同様に、野菜や果物等の生鮮食品ははかり売りが主流で、店内には消費者のために計量器があちこちに見られた。最終的にはレジ付近に設置されたはかりで計量され料金が算出される。ニュージーランド同様、eマークが付された商品はほとんど見られなかった。

なお、オーストラリアにおいては、焼き鳥の「串」や焼き豚に巻きつけられている「紐」など、日本では風袋として扱うものについても内容量の一部として取り扱われる。

#### 4. 所感

##### 《包装商品に関する海外調査（NZ・AU）に参加して》

根田 和朗

昨年のスウェーデン王国及びオランダ王国に引き続いてニュージーランド及びオーストラリア連邦における包装商品に関する実態調査を行った。今回の調査団は、政府機関の代表として経済産業省、研究機関からは産業技術総合研究所、行政機関及び関連計量協会の代表として大阪府計量検定所（現在、大阪府計量協会出向中）、流通機関からは㈱イトヨーカ堂、はかりメーカーからは㈱イシダ及び事務局（(社)日本計量機器工業連合会）の幅広い組織又は部門からの構成かつ6名でという少人数であったことから機能的に実施することができた。

今回は、法定計量全般及び実際に包装商品の取り締まりを行っている機関(MAPSS : Measurement and Product Safety Service、OFT : Office of Fair Trading)の責任者から直接的な話を聞くことができたのは大きな収穫であった。一方、具体的な議論を開始する前に行った我が国の計量法の概要及び包装商品に対する取り締まりの実態に関する情報提供（約 1.5 時間程度のプレゼン）は、我が国の法定計量の実態を把握するための非常に有効な情報であったようである。

ニュージーランド及びオーストラリアにおける包装商品に関する法的規制は、国際的規範文書である R87 (Quantity of Product in Prepackages) との調和又は統一を検討しながらも、その国独自の基準に基づいて実施されている。規制の対象となっている包装商品は、e マーク貼付の有無に関わらず検査が行われている。国際的に整合された基準及び制度に基づいて検査された包装商品を効率的かつ効果的に流通させるためには、R87 の第 3 次草案で議論された International Quantity Mark (IQ mark : 国際量目マーク (仮称)) のような国際システムの制度化に期待しているようであるが、先導的な立場になって活動を展開しようとする気運は感じられなかった及び IQ mark に関する情報を有していなかったのは残念であった。一方、OIML D1 (Law of metrology ; 計量法の構成要素) 第 3 次草案第 VI 章 (法定計量) の包装商品の規制では、「・・・要求事項に対する整合性を立証するマーク又は記号を規定しなければならない。」と規定していることから、今後、国際的なマーク制度に対する国内での活発な議論及び国際会議・委員会への積極的な参加が必要である。

OIML R87 (2004 年版) は、OIML R87 (1989 年版) が発行されてから 10 数年間議論された後、2003 年の第 38 回 CIML 委員会で承認により、2004 年に正式な国際勧告として発行されたものであるが、完全な導入には若干の問題が残されているようである。CIML 委員会で承認された国際勧告であっても、速やかに国内基準として導入させる困難のようである。つまり、ニュージーランドのように国情に応じた変更 (国際勧告の思想は変更していない) を加えているのが実態であると考えられる。

最後に、オーストラリア及びニュージーランドの両機関においては、多忙中にも関わらず午後 6 時過ぎまでの長時間、真剣かつ親切な対応をして頂いたことに対して感謝を申し上げます。

## 《包装商品量目制度に係る豪州等調査を終えて》

鈴木 義幸

今回調査を行った2カ国は、両国の地理的な距離に似ず、その計量の法執行体制や量目管理規則に対照的な点が見られたことが印象的である。

包装商品に係る内容量の取り扱いについて、平均値手法を導入し、サンプリング手法の若干の誤差を除いてほぼ国際整合(OIMLR87に準拠)が図られているニュージーランドは、eマークに代表される認証マーク制度についても、EUのeマークのような地域的な表示を好まず、国際的品質表示が望ましいと主張するなど、国際整合化に積極的である。また、計量に関する立入検査などの法権限は、AP (Accredited Persons) によるばかりの定期検査を除いては中央集権化されており、日本の地方分権と比してもその対象的な姿が特徴的である。

一方で、包装商品に関する取り扱いが原則的に州法で規定され、州主体で機能しているオーストラリアでは、国内対策である最小値手法が用いられており、円滑な輸出入を促進すべく国際整合化を急ぎたい連邦政府と、州の独立性を盾に現行維持を続ける州政府との間で意識の差が分かれている状況が印象的であった。こうした各州における地方分権的な法規制の仕組みや、包装商品の取り扱いについて表示されている量より内容量が少ない商品を基本的に排除する規制のあり方において、我が国の計量取締体制・量目規制の考え方と非常に近い。ただし、オーストラリアの量目公差は一律5%と規定されており、これは国際基準と比較しても非常に緩いものである。eマークなどのマーク制度に関しても、オーストラリア政府機関からの積極的な発言は全く見られなかった。

これに対し、ニュージーランド、オーストラリア、日本と、3カ国に共通して見受けられる事項がある。それは、「消費者の計量に関する関心の低さ」である。この3カ国に共通して言えることは、eマークの意味を理解し意識している国民は極めて少ないということである。輸入品でeマークが附された包装商品が国内に流通しているという事実を知っている消費者も皆無であろう。

国際貿易の一層の進展や商品の多様化に伴い、今後も包装商品に関する規制は国際整合化に向けて活発に動いていくものと考えられる。今後は、そうした国際整合化に対応すべく努力を続ける計量行政機関自身のアピールに加え、適正計量に関する国民への普及啓発に費やす行政機関の努力こそが、国際的に最も求められるものであると思われる。

## 1 ニュージーランド

今回調査の対象となったニュージーランドは人口約 400 万人、面積約 27 万 km<sup>2</sup> ということですので、大阪府の人口の約半分が日本の面積の約 7 割に住んでいるということになります。手付かずの大自然が数多く残された非常に美しい国です。訪問先は Ministry of Consumer Affairs に所属する MAPSS (Measurement and Product Safety Service) を訪問しました。MAPSS は計量だけでなく、各種製品の安全保障を業務としています。計量に関しては政府の業務であり地方庁は実施していないにも係らず、職員は全国で 17 名ということで少ないように思われますが、人口が 400 万人と聞いて納得できました。計量に関しての業務は日本の行政機関に比べて範囲は狭く、商品量目に関する指導、立入検査や計量の精度に関すること及び計量器の検査等が主な業務になっています。なお、ガスメーター、水道メーター、タクシメーター等は MAPSS の担当ではないそうです。

さて、量目制度ですが、基本的には日本の制度によく似た制度だと思われまます。まず、質量計の定期検査ですが MAPSS でも実施するそうですが、国の認証を受けた人物 (AP: Accredited Persons) が実施し、合格した質量計には合格ラベルを貼り付けるとともに合格証明書 (1 年間有効) を発行できるそうです。この AP 制度は日本でいえば計量士に該当するものと思われまます。ニュージーランドにおいても質量計の検査は民間の活用が進んでいるようで、行政はその AP を認定したり、指導監督することを業務にしています。包装商品の量目表示については、メートル系の単位を用いて内容量表示する義務があります。表示方法については日本と同じような規制があります。例えば、読みやすい表記であること、表記は分かり易いところに記載することなどです。

また、内容量の検査については国際勧告 OIML R87 を導入 (2001 年) して、平均値手法 (AQS: Average Quantity System) を取り入れています。ニュージーランドの AQS は OIML R87 を少しアレンジして、100 個以下のロットにも適用できるようにしていることと、統計的な計算 (平均値に関する検定) を省略した方法でした。また、量目公差も R87 をそのまま導入しています。この量目公差について、日本とニュージーランドの公差体系の違いによるトラブルが、もし発生したときにはどのように対応しますかと質問したところ、ニュージーランドでは、そのようなことが発生しないように国際勧告を導入しましたとの返事があり、この答えには考えさせられました。今後、日本が AQS を導入する場合にはニュージーランドの手法は参考になるものと思われまます。

次に、立入検査についてですが、MAPSS の職員は非常に強い権限を持っており不適正があった場合、その状況によるそうですが、即その場で罰金を徴収できる instant fine 制度があるそうです。日本ではなかなか罰則の適用までは行きません。

また、商品量目について、ニュージーランド独自の認証マーク (例えば e マーク) 制度を導入する考えはありますかの質問に対しては、むしろ、世界標準となるマーク制度を検討したいとの返事であり、国として包装商品に関する規定を国際標準に適合させようという姿勢が感じられました。

## 2 オーストラリア

オーストラリアは人口約 1960 万人、面積約 680 万 km<sup>2</sup> ということで、面積は日本のおおよそ 18 倍もあります。訪問先はシドニーにある連邦政府機関である NMI (National Measurement Institute) と同一の敷地内にあるニューサウスウェルズ州の OFT (Office Of Fair Trading) を訪問しました。オーストラリアは連邦制の国であり計量関係機関は連邦政府と各州にあります。国の計量法は NMI が管轄していますが、実際の計量に関する実務は連邦政府は行わず、各州が規制等を設けて実行しています。

さて、質量計の定期検査ですが、州によって規制は若干異なるようですが大筋では同じような内容だそうです。訪問した NSW 州では州の認定を受けた外部機関が 2 年に 1 回実施しています。翌日見学させていただいたスーパーマーケットでは、実際の検査を受けた取引用の質量計を確認しましたが、検査合格証が載せ皿の下に貼ってあり、客から見えないようになっていました。理由を聞くと清掃した際にラベルが剥がれる恐れがあるからとのこと。日本では客から見えるようにラベルを貼るようにしていますので大きな違いです。

量目制度ですが、AQS は現在導入していませんが、全国レベルで導入の方向で検討する予定ということでした。量目公差は現在のところすべての商品について -5% と定められています。また、内容量表示方法は各国とも OIML R79 が普及しているせいでしょうか、ニュージーランドとほぼ同じでした。

次に、立入検査ですがニュージーランド同様、非常に力を入れており NSW 州では約 45,000 件の事業所に対して 4~5 年の周期で検査を実施しているそうです。違反に対する処分も厳しく年間 11~12 件の訴訟を抱えており、年間約 300~400 件の罰金通知が出されるそうです。また、立入検査官の地位も高く警察官より権限があるそうです。一例として、あるスーパーマーケットの不正について説明がありました。そのスーパーマーケットでは意図的な不正があったため、約 12 ヶ月に渡りマネージャー、弁護士を召致し、その店の不正については決して受け入れられないと指導を続けたそうです。最終的には、裁判所を通じて改善の約束を取り付け、スーパーマーケットの組織の再編と 3 年間の外部監査を実施し、その結果を OFT へ報告させたそうです。改善にはずいぶんと経費が掛かったようです。不適正な事業所に対する処罰の厳しさは、我々日本の計量行政機関から見た場合、羨ましいような、気の毒なような話でした。

内容量についての認証マークについてはニュージーランドと同様、国際的に通用するマーク制度の導入を検討したいとのことでした。

今回の調査で特に感じたことは、両国とも取引後の計量結果の不正について非常に厳しい罰則を適用していたことです。これは両国の歴史的な背景も影響しているのかもしれませんが。現在のわが国においては指導行政が中心であり、各地方庁の地道な指導により、それなりの成果は上がっているものと思いますが、なかなか徹底できないのが現状です。より計量の適正化を図るのならば厳しい処分も必要かもしれません。

最後になりますが、今回、外国の計量行政機関の実務を担当している方々と意見を交わすことが出来、大変有意義な経験させていただいたことに深く感謝いたします。

## 《包装商品量目制度の実態調査を終えて》

小林 重孝

ニュージーランドの MCA が一般向けに配布している冊子 Weighing It UP にはニュージーランドの計量史が概略的に書かれている。これを見ると、1968 年に丸のパンの量目を巡り販売者と行政が裁判で争った事件についての興味深い記述がある。問題となったパンは量目不足ではなく、量目過剰であった。

丸のパンは種類・サイズにより目方が決まっており、そのパンは 1 ポンドか 1 ポンド 8 オンスのどちらかでなければならなかった。販売者は 1 ポンドのパンであると主張するが、目方は 1 ポンド 4 オンスであり公差を 1 オンス超過していた。これでは消費者は、パンのサイズや形から自分が購入しようとしているパンがどのようなものであるか正しく判断できない、という点を問題にして、立入検査を行った行政機関は販売者の告訴に踏み切った。

行政側は主張が認められず敗訴した。パンの量目が多過ぎるからといって告訴する事を失態ととらえる論調の新聞報道もあった。40 年近くも前の時代のこととはいえ、量目過剰が原因で裁判沙汰にまで及ぶということは、行政機関としてもよほど強い信念や使命感がないと出来ないことであろう。

更にこの冊子によると、ニュージーランドは 1989 年当時 42 名いた計量関係の公務員が 25 名に大幅削減された。その頃から始まった行財政改革民営化の影響によるものと思われる。そして現在は 17 名である。今回訪問したオークランドの MCA は、石油業界から転身した方が新しい責任者として着任したり、職員の一人は以前英国で計量行政機関の公務員であったというのもこの影響であろう。

平均値法をいち早く取り入れ、しかも OIMLR87 では除外されている内容量の小さなものにまで検査対象を広げるなど、ニュージーランドは国際的な要請に沿いつつも独自の道を歩んでいる。変革期を経て尚、この国の計量に対する姿勢が綿々と続いているように思うのである。彼らの計量に対する確たる信念や誇りは伝統的なものなのであろう。

もう一つ、商品量目に関して書かせていただく。ニュージーランドでもオーストラリアでも大多数の包装商品に量目表記が義務付けられている理由についてである。

これら 2 国のスーパーマーケットで商品を見ていると、内容量の大きい事に気付く。日本の商品の 2～3 倍はあるように思う。この事が一度に大量に購入する習慣と相まって、例えば買物のカートが大きく頑丈に出来ていることや、レジの台が大きくベルトコンベア付のものまであること、従ってレジ登録を行う店員はいすに座ったままであるほうが良いなど、日本とは異なる様相を呈することとなる。

商品が大きいと、見た目では内容量を判断するのが困難になる。日本では特に青果物売場では計量販売は殆んど行われていない。これは商品一つ一つの内容量が少ないためと思われる。外観からでも内容量が把握できれば正確な目方まで知る必要はあまり感じない。

ところが日本の数倍もある商品となると、どうであろうか。仮に中味が見えるように包装されていても、内容量は分かりにくい。商品が大きいほど量は把握し難くなる。だから、日本でも、みかん、玉ねぎ、ジャガイモなどが 5 kg くらいの箱入りで販売される場合は、積極的に量目表示が行われるのである。

当初、あらゆる商品に量目表示が義務付けられる理由が分からず、漠然と西欧社会の風土習慣によるものか、などと思っていたが、もっと現実的な必要性に応えたものなのではないかとの結論に至った。

これは、現地で実際に店頭に並ぶ商品を目の当たりにして私なりに気づいた事であり、真偽の程はともかく、日本で小さな商品ばかりを見ていたのでは想像もつかないことであった。

計量の歴史は、人類が普遍性を志向しつつ国際的な統一化へ向けて歩んで来た道であり、現在も様々な分野でこの歩みは進行中である。商品量目に係る制度も国際的な統一は当然必要であると思う。現在 e マーク制度をはじめいくつかの制度が世界の地域・国により採用されているが、かつて様々な計量単位が乱立していた時代を思わせる。このような時に世界第 2 位の経済大国である日本が国際社会の中で演ずるべき役割は大きいはずである。今回の調査がその一端を担うものである事を期待する。

## 《包装商品に関する海外（豪・新西蘭）調査の所感》

得津 治範

2004年12月4日～11日の期間、ニュージーランド、オーストラリアにおける包装商品に関する法制度と運用の実態を調査すると共に、日本のシステムを紹介することで相互に理解を深め、今後の日本における OIML R87 の導入を検討することを目的に、2カ国を訪問させて頂いた。

今回訪問した2カ国は地理的にも互いに隣国であり、お互いに情報交換を行っているが、ニュージーランドにおいては国際協調の面より、既に OIML R87 に従ったシステムに切り替えている。一方、オーストラリアはまだ移行を検討中であり、導入するとしても今後、数年の期間が必要のようである。やはりオーストラリアは連邦制をとっており、州レベルでの統一に取り組む必要がうかがわれた。それぞれの国の規模と行政システムにより制度移行にも時間差が出ていると考えられる。

また、オーストラリアでは、平均値手法導入後も、最小値手法を維持することも検討されており、前回の欧州調査におけるオランダのスタンスと似ている。

e マークへの取り組みは、両国とも EU 圏への輸出商品において必然的に対応せざるを得ない状況である。その意味では世界共通の規格を望んでおり、その候補として IQ マークをとらえており、EU 加盟国限定の e マークより良いという見解である。

一方、一般消費者の包装商品内容量に関する関心は低いようで、特に最小値手法より平均値手法への切り替えには啓発が必要であるとの意見であり、この点では我が国も同様であろう。

今回の出張を踏まえて、今後の我が国の取り組みを考えると、消費者保護を重要な目的として官民上げて取り組んできた計量精度への取り組み、つまり、最小値手法により培ってきた、すべての商品に対して充填精度を高めることにより、消費者、メーカー共に納得できる方向を目指すというシステムとそれを裏付ける技術で世界に貢献すると共に、我が国のポジションを高めていきたいと考える。

最後に、今回のメンバーは政府行政・計量研究部門、計量器メーカー、販売部門で構成され、それぞれの立場から日本の現状を説明すると共に、訪問国の関係機関の方と議論が出来、お互いに非常に有意義であったと感じた。事前の質問状と回答だけでは伝わらないニュアンスを含めた情報収集も出来、今回の機会を与えて頂きましたことを、深く感謝いたします。

## 《包装商品に関する海外調査に参加して》

重森 明

包装商品に関する計量規制及び認証制度の実態並びにその実態を把握することを目的としたニュージーランド、オーストラリアへの調査に参加する機会をいただいた。

隣国である両国は、法定計量に関する定期的な協議を行っており、将来的には共通のシステムによる運用を目指しているようであったが、人口等の規模、オーストラリアが連邦制であることなどから、両国が共通のシステムで運用を行うにはかなりの時間が必要と思われる。

ニュージーランドは、APLMF（アジア太平洋法定計量フォーラム）において包装商品の事務局をしていたこともあり、包装商品に関しては積極的に取り組んでいるが、既にOIML R87に従ったシステムを導入していること、100個以下のロットについてもそれを応用したシステムでサンプリングしていることなどから、今回の調査で改めて実感した。

e マーク制度については、両国とも EU 圏への輸出商品に渋々対応しているように感じた。ある訪問先で e マークについて質問したところ、「ecology の“e”のことか？」と質問され、e マークの認知度の低さに驚かされた。両国とも e マーク制度、独自のマーク制度の導入には否定的であったが、ニュージーランドが全世界共通の IQ マーク制度の早期確立を望んでいることが印象的でもあった。

オーストラリアでは、試験や研究開発で使用するはかり以外は大抵が日本製とのことであった。スーパーマーケットを見学した際、検査に合格していることを示す検査済証が計量皿の裏側に貼付されていて、消費者に検査に合格したはかりであることを示すより、検査済証が剥がされないことの方が目的のようであった。国民性の違いもあると思うが、日本では馴染まないように感じた。

今回の調査の約1ヶ月後、昨年末に東京都計量検定所が実施した商品量目立入検査結果が業界新聞で公表されていた。日本の場合は、事前に立入検査を行うことを通知しているにも関わらずスーパーマーケットにおける不適正事業所率が17.6%（前年並み）で、そのほとんどが計量管理を十分に行えば防げる内容とのことであった。

不適正事業所率の割合が改善されない理由は、消費者側、計量販売する側とも計量に関する意識が低いと思われるが、不適正事業所率を減少させるためには消費者団体等に立ち入り検査結果の公表、商品量目制度を周知することなどが必要ではないだろうか。

最後に、調査団を受け入れていただいた両国の機関に感謝申し上げるとともに、根田団長をはじめとする調査団の皆様のご協力で順調に調査を終えることができました。改めてここに御礼申し上げます。



## 5. 入手資料

- A guide for retailers, packers and importers (NZ)
- Business Factsheet (NZ)
  - Quantity Marking of Packaged Goods No.1
  - Quantity Marking of Packaged Goods No.2
  - Weights and Measure – a Guide for Retailers
- Understanding the Average Quantity System (NZ)
- Weigh in and Measure up (NZ)
- CODE OF PRACTICE DECEPTIVE PRACTICES IN PACKAGING (AU)
- GUIDE TO NEW SOUTH WALES TRADE MEASUREMENT PACKAGING LEGISLATION (AU)

## 6. 参考資料

- OIML 勧告 R87（4次草案）と計量法との比較表
- OIML 勧告 R87（Quantity of product in prepackages「包装商品の内容量」）Edition 2004
- 質問票及び回答
- プレゼンテーション資料
- Ministry of Consumer Affairs web 情報（計量関係）